

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第六十四號

昭和十八年十月鳥取縣令第五十四號林道開設事業補助監督規程は昭和二十一年七月三十一日限りこれを廢止する。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

告示

鳥取縣告示第四百三號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左の醫師を指定せり。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療科名 診療所の名称 診療所所在地 氏名 指定年月日

昭和二十一年十月四日
第七百五十號

金曜日

本書ノ大キサハ規定規格ニ列

| | | | | | |
|----|---|------|---------|------|--------|
| 全 | 科 | 富田醫院 | 日野郡日野上村 | 富田 | 昭和二十一年 |
| 外 | 科 | 福井醫院 | 大字宮内 | 潤一郎 | 九月二十七日 |
| 婦 | 科 | 松田醫院 | 東伯郡下郷村字 | 福井卓 | 〃 |
| 内 | 科 | 〃 | 倉吉町 | 松田伸 | 〃 |
| 皮膚 | 科 | 〃 | 新町三丁目 | 〃 | 〃 |
| 泌尿 | 科 | 〃 | 〃 | 津間駿亮 | 〃 |
| 小 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 婦 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 小 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 外 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 産 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 婦 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 人 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 支 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 性 | 科 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取縣告示第四百四號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫たる齒科醫として左の醫師を指定する。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣公報 每週、曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十一年十月四日 第七百五十號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣知事 林 敬 三

| 診療科名 | 診療所所在地 | 氏名 | 指定年月日 |
|------|---------|--------|--------------|
| 内科 | 米子市花町一丁 | 平林克之 | 昭和二十一年九月二十七日 |
| 外科 | 岩美郡岩井町三 | 田村 威 | 〃 |
| 小児科 | 鳥取市東品治町 | 朝倉 之三郎 | 〃 |
| 牙科 | 東伯郡倉吉町 | 岸田 一枝 | 〃 |
| 牙科 | 米子市上福原四 | 井上福市 | 〃 |
| 牙科 | 八頭郡智頭町五 | 大坪恭藏 | 〃 |
| 牙科 | 〃 | 〃 | 〃 |

◆鳥取縣告示第四百五號

兵庫縣では「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條により縣令第四百十六號をもつて昭和二十一年九月一日より當分の調査範圍内の游泳池海水使用を停止違反した者は拘留又は科料に處する旨通報があつた。なほ昭和二十一年八月兵庫縣令第四百十四號は廢止された。

鳥取縣知事 林 敬 三

一、大阪灣内尼崎市沖合四軒以内の沿岸海面

◆鳥取縣告示第四百六號

東伯郡倉吉事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證標を次のやうに交付した。

鳥取縣知事 林 敬 三

| 番號 | 交付年月日 | 所屬廳名 | 氏名 |
|----|-------------|----------|------|
| 一 | 昭和二十一年九月十九日 | 東伯郡倉吉事務所 | 森反 實 |
| 二 | 〃 | 〃 | 森反 實 |

◆鳥取縣告示第四百七號

日野地方事務所管内において縣稅檢査章を次のやうに返納並びに交付した。

鳥取縣知事 林 敬 三

| 區分 | 番號 | 返納年月日 | 所屬廳名 | 職名 | 氏名 |
|----|----|-------|------|----|----|
| 一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| 縣稅檢査章 | 番號 | 返納年月日 | 所屬廳名 | 職名 | 氏名 |
|-------|----|-------|------|----|----|
| 一〇六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 七六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 七六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

◆鳥取縣告示第四百八號

上井町外六ヶ村學校組合は昭和二十一年八月三十一日左の通り變更した。

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、組合 名 上井町外五ヶ村學校組合
- 二、組合構成の町村名 上井町、西郷村、上北條村、淺津村、長瀬村、橋津村

◆鳥取縣告示第四百九號

東郷村外四ヶ村學校組合は昭和二十一年八月三十一日左の通り變更した。

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、組合 名 東郷村外三ヶ村學校組合
- 二、組合構成の町村名 東郷村、松崎村、花見村、舍人村

◆鳥取縣告示第四百十號

昭和二十一年八月三十一日左の通り一部事務町村組合を創設した。

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、組合の名稱 泊村宇野村學校組合
- 二、組合の目的 青年學校設立のため
- 三、組合構成の町村名 東伯郡泊村、宇野村
- 四、役場 位置 東伯郡泊村

◆鳥取縣告示第四百十一號

昭和十九年六月鳥取縣告示第三百三十七號(鳥取縣食糧檢査所、同支所、同出張所ノ名稱、位置及其ノ所管區域)を左の通り改正し昭和二十一年十月一日からこれを施行する

鳥取縣知事 林 敬 三

| 支所名 | 出張所の名稱 | 位 置 | 所 管 區 域 |
|------|--------|---------|------------------------------------|
| 岩美支所 | 鳥取出張所 | 鳥取市西町 | 鳥取市、福部村 |
| 同 | 米里同 | 岩美郡米里村 | 米里村、倉田村、面影村、津ノ井村 |
| 同 | 宇倍野同 | 宇倍野村 | 宇倍野村、成器村、大茅村 |
| 同 | 浦富同 | 浦富町 | 浦富町、大岩村、網代村、田後村、東村、本庄村、小田村、岩井町、蒲生村 |
| 八頭支所 | 賀茂同 | 八頭郡下私都村 | 賀茂村、上私都村、中私都村、下私都村 |
| 同 | 船岡同 | 船岡村 | 船岡村、大伊村、隼村、大御門村、國中村 |
| 同 | 丹比同 | 丹比村 | 丹比村、安部村、八東村、若櫻町、池田村 |
| 同 | 河原同 | 河原町 | 河原町、西郷村、八上村、散岐村、國英村 |
| 同 | 用瀬同 | 用瀬町 | 用瀬町、大村、佐治村、社村 |
| 同 | 智頭同 | 智頭町 | 智頭町、山郷村 |
| 氣高支所 | 美穂同 | 氣高郡美穂村 | 美穂村、大和村、神戸村、東郷村 |
| 同 | 豐實同 | 豐實村 | 豐實村、明治村、大郷村、吉岡村 |
| 同 | 湖山同 | 湖山村 | 湖山村、松保村、千代水村、大正村 |
| 同 | 寶木同 | 寶木村 | 寶木村、酒津村、瑞穂村、末恒村 |
| 同 | 正條同 | 正條村 | 正條村、勝谷村、逢坂村、鹿野町、小鷲河村 |

| | | | |
|------|------|--------|------------------------------------|
| 同 | 青谷同 | 青谷町 | 青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村 |
| 東伯支所 | 東郷同 | 東伯郡東郷村 | 東郷村、松崎村、舍人村、花見村、泊村 |
| 同 | 上井同 | 上井町 | 上井町、曼瀬村、橋津村、宇野村、淺津村、上北條村、中北條村、下北條村 |
| 同 | 倉吉同 | 倉吉町 | 倉吉町、小鴨村、高城村、北谷村、社村 |
| 同 | 南谷同 | 南谷村 | 南谷村、矢送村、上小鴨村、山守村 |
| 同 | 旭同 | 旭村 | 旭村、西郷村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村 |
| 同 | 由良同 | 由良町 | 由良町、大誠村、灘手村、榮村 |
| 同 | 八橋同 | 八橋町 | 八橋町、浦安町、上郷村、下郷村、古布庄村 |
| 同 | 赤碕同 | 赤碕町 | 赤碕町、成美村、以西村、安田村、上中山村、下中山村 |
| 西伯支所 | 米子同 | 米子市方能町 | 米子市、成實村、彦名村、夜見村、富益村 |
| 同 | 餘子同 | 西伯郡餘子村 | 餘子村、境町、上道村、外江村、渡村、中濱村、崎津村、大篠津村、和田村 |
| 同 | 巖同 | 巖村 | 巖村、春日村、大幡村、日吉津村 |
| 同 | 大高同 | 大高村 | 大高村、縣村、大和村 |
| 同 | 淀江同 | 淀江町 | 淀江町、宇田川村、高麗村 |
| 同 | 所子同 | 所子村 | 所子村、大山村、庄内村 |
| 同 | 御來屋同 | 御來屋町 | 御來屋町、名和村、光徳村、逢坂村 |

00026

| | | | |
|------|------|--------|--------------------------|
| 同 | 手間村 | 同 | 手間村、賀野村、幡郷村、五千石村、尙徳村 |
| 同 | 法勝寺村 | 同 | 法勝寺村、天津村、大國村、上長田村、東長田村 |
| 日野支所 | 溝口同 | 日野郡溝口町 | 溝口町、八郷村、二部村 |
| 同 | 江尾同 | 同 | 江尾村、米澤村、日光村、神奈川村、根雨町、日野村 |
| 同 | 日野上同 | 同 | 日野上村、黒坂町、多里村、福榮村、石見村 |
| 同 | 大宮同 | 同 | 大宮村、山上村、阿毘縁村 |

鳥取縣告示第四百十二號

「コレラ」豫防のため公布せられた山口縣令第一〇五號は九月二十一日これを廢止した旨山口縣から通報があつた。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣告示第四百十三號

農林水産業調査員である資源調査員を次のやうに任免した

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

| | | | |
|--------|--------|---------|------------|
| 鈴木 保夫 | 森下 爲五郎 | 氣高郡正條村 | 昭和二十一年九月一日 |
| 谷口 潔 | 濱田 勝三郎 | 同 | 同 |
| 恩田 清重 | 木下 二郎 | 同 | 同 |
| 村岡 一 | 村岡 輝 | 東伯郡榮村 | 同 九月二日 |
| 河上 義明 | 安達 博治 | 日野郡日野上村 | 同 五月十六日 |
| 廣川 五郎 | 絹谷 利男 | 同 | 同 |
| 曆利 忠雄 | 岩崎 豊雄 | 同 | 同 |
| 大柄 千代藏 | 原 正 明 | 同 | 同 |
| 田邊 茂弘 | 細川 正雄 | 同 | 同 |

00027

| | | | |
|-------|-------|---|---|
| 伊田 覺長 | 尾儀 四郎 | 同 | 同 |
| 金田 美治 | 足羽 修一 | 同 | 同 |
| 久城 春雄 | 柴田 茂市 | 同 | 同 |
| 後藤 猛 | 初田 房藏 | 同 | 同 |
| 毛利 房義 | 同 | 同 | 同 |

鳥取縣告示第四百十四號

西伯郡境町長に於て行旅死亡人を次のやうに取扱つたから心當りの向は直接境町長あて照會せられたい。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

住所本籍氏名不詳

死体 男 一人 年齢二十五歳位

女 一人 年齢二十歳位

人 相

男 身長五尺三寸位 色黒き方 頭髮五分刈

女 四尺八寸位 白き方 シパーマメントウヘア

死 体

溺死(心中) 男女体を括り死後約四十八時間經過境港防波堤に漂着

著 衣

男 黒綾織背廣上衣茶色霜降り織ッボン 白色禪赤皮短靴 青色靴下

女 白色に赤縞銘仙單衣木綿白襦袢桃色腰巻白色スロー 白足袋衫臺下駄

所持 品

男 黒皮製手提靴(内容品メリケン粉砂糖タオル三ナイ シヤープペンシルビール瓶)

女 風呂敷包(内容品ハンドバック化粧品猫イラス大豆 風呂敷白シミーズ黒ブロス二男物バナマ帽靴下褲 簡單服エビ茶色日傘赤色伊達巻腰紐二)

右住所本籍氏名不詳の者昭和二十一年九月八日鳥取縣西伯郡境港防波堤曲り角北方約三百米沖合に浮上したから警察官の檢視を経て當町共同墓地に假埋葬をした。

鳥取縣告示第四百十五號

昭和二十一年九月十八日の縣參事會において議決された昭

00027

和二十一年度鳥取縣歳入歳出の追加更生豫算の要領は次の通りである。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加更生豫算

歳入 (△は減)

經常部

第五款 國庫支出金 七九〇、八五〇圓

第一項 下渡金 五八一、六一三

第二款 補助金 二〇九、二三七

第六款 雜收入 八七、六五〇

第三款 物品賣拂代 一、六五〇

第四項 雜入 八六、〇〇〇

經常部計 八七八、五〇〇

臨時部

第一款 繰越金 五五六、九二一

第一項 前年度繰越金 五五六、九二一

第二款 國庫支出金 △二一、二二〇

第一項 補助金 △二一、二二〇

第四款 寄附金 四三、九〇〇

第一項 寄附金 四三、九〇〇

第七款 縣債 八、五〇〇

第三項 縣債 八、五〇〇

臨時部計 五八八、一〇一

歳入合計 一、四六六、六〇一

經常部

第三款 縣職員費 八九、五〇〇

第二項 廳費 八九、五〇〇

第四款 警察費 一、〇一〇、一八三

第一項 賃給々料諸給 二、三一〇

第二項 廳費 一、〇〇七、八七三

第七款 衛生費 二三九、四五〇

第一項 豫防費 二三五、九五〇

第二項 病院費 一三、五〇〇

第九款 勸業費 四九、〇〇四

00028

72090

00029

00000

和二十一年度鳥取縣歳入歳出の追加更生豫算の要領は次の通りである。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加更生豫算

歳入 (△は減)

經常部

第五款 國庫支出金 七九〇、八五〇圓

第一項 下渡金 五八一、六一三

第二款 補助金 二〇九、二三七

第六款 雜收入 八七、六五〇

第三款 物品賣拂代 一、六五〇

第四項 雜入 八六、〇〇〇

經常部計 八七八、五〇〇

臨時部

第一款 繰越金 五五六、九二一

第一項 前年度繰越金 五五六、九二一

第二款 國庫支出金 △二一、二二〇

第一項 補助金 △二一、二二〇

第四款 寄附金 四三、九〇〇

第一項 寄附金 四三、九〇〇

第七款 縣債 八、五〇〇

第三項 縣債 八、五〇〇

臨時部計 五八八、一〇一

歳入合計 一、四六六、六〇一

經常部

第三款 縣職員費 八九、五〇〇

第二項 廳費 八九、五〇〇

第四款 警察費 一、〇一〇、一八三

第一項 賃給々料諸給 二、三一〇

第二項 廳費 一、〇〇七、八七三

第七款 衛生費 二三九、四五〇

第一項 豫防費 二三五、九五〇

第二項 病院費 一三、五〇〇

第九款 勸業費 四九、〇〇四

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 鳥取縣東伯郡三朝村大字山田一六番地

前住所及前開業地 東伯郡山守村大字堀二、二六八番地

現住所及現開業地 同 三朝村大字山田一六番地

松 原 靜 代

大正十一年十月三日生

本籍地 鳥取縣東伯郡北谷村大字尾田一八六番地

前住所及前開業地 東伯郡松崎村一番地

現住所及現開業地 同 北谷村大字尾田一八六番地

牧 原 千 代 子

明治四十二年九月二十日生

右の者は昭和二十一年八月住所及開業地を變更したので産婆名簿訂正願に對し九月六日訂正

鳥取縣告示第四百十七號

林道開設事業補助監督規程を次のやうに定める。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

林道開設事業補助監督規程

鳥取縣告示第四百十六號

産婆名簿登錄事項中左の通り訂正した。

昭和二十一年十月四日

鳥取縣公報

第七百五十號

昭和二十一年十月四日

(第三種郵便物認可)

九

00030

第一條 森林資源の保續を圖り且林産物の増産を確保するの必要なる林道を開設するために本規程によつて毎年度豫算の範圍内で補助金を交付する。

第二條 補助金は森林組合又は市町村が行ふ林道及びこれに附隨する土場の新設又は改設に要する費用について當該森林組合又は市町村にたいしてこれを交付する。

第三條 補助金の額は前條の費用の中直接工事に要する費用の二分の一以内とする。

第四條 縣は第二條の補助金を交付する外に設計並びに工事の指導監督をする。

前項の設計監督の業務に關聯する調査のために要する費用並びに諸雜費は本事業を施行する者が負擔しなければならぬ。

第五條 補助金は本事業を施行する者がその林道によつて開發される森林にたいして事業を施行する年度及びその翌年度中に森林蓄積の十分の二以上の材積に相當する材木を伐採する計畫を樹て實施する場合に限つてこれを交付する、但し治水、森林生産の保續其の他特別の事由に

よつて縣の承認を受けた場合は此の限りでない。

第六條 補助金の交付を受けようとするものは様式第一號による申請書を提出しなければならない。

第七條 縣は前條の申請書が提出されたときにその内容を審査し適當なものにたいして補助の指令をする。

第八條 補助の指令を受けた者が第六條の書類に記載した事項に重大な變更をしようとするときは豫め縣の認可を受けなければならない。

第九條 縣は必要があるとき承認をときは事業實施計畫の變更を命じ又は設計の變更を行ひ其の他事業施行上について指令命令をすることがある。

第十條 工事が竣功したときは遅滞なく様式第二號による工事竣功届を提出しなければならない。

第十一條 補助金は前條の届出があつた後實施検査を行ひ其の精算經費を査定してこれを交付する。

第十二條 工事費五萬圓以上のもので特殊の事由があるものと認められたときは工事竣功前でも補助金の内渡をすることが出来る。

00031

00000

前項によつて補助金の内渡を受けようとする者は様式第三號による。

工事一部竣功届、様式第四號による補助金内渡請求書を同時に提出しなければならない。

第一項の内渡はその出來高が總工事費の五割以上であるときに限つて其の完了の區域を檢定して出來高工事費に相當する補助金の八割以内を交付するものとする。

第十三條 補助の指令を受けた者は天災、其の他の不可抗力によつて指定期限内に工事竣功の見込がないものと認められたときは遅滞なくその事由を報告して縣の指示を受けなければならない。

第十四條 本規程によつて施行した施設は縣の認可を受けなければならない用途を變更し又は處分することができない。

第十五條 左の各號の二に該當する場合は縣の補助の指令を取消し又は既に交付した補助金の全部或は一部の還付を命ずることがある。

一、この規程に違反したとき

二、補助金交付の條件に違反したとき

三、事業施行の方法を不適當と認められたとき

四、申請書その他縣に提出した書類に虚偽の記載をし又は工事に關して不正の行爲があつたとき

五、工事竣功の見込がないものと認められたとき

六、事業施行に關する命令又は附帶條件に違反したとき

附 則

本規程は昭和二十一年八月一日からこれを適用する。

様式第一號

年 月 日

市 郡 町 村

森林組合長(市町村長)

氏 名 印

知 事 宛

昭和 年度林道開設補助事業申請書

昭和年度林道次の通りに實行したいから補助金を御交付下さるやう關係書類を添へ申請します。

00032

- 記
- 一、路線名
 - 二、施行箇所 市 郡 町大字 字自
 - 三、種類及び種別 車道(牛馬、道木馬道)新設(増設、改設)土場新設(増設、改設)
 - 四、延長及び面積 米 米 平方米
 - 五、幅員 米
 - 六、施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 七、施行方法 請負(直營)
 - 八、經費 圓也
 - 九、添附書類
 - 設計書及び圖面
 - 開發對象林分並びに伐採計畫調查書
 - 内譯工事費 圓也
 - 用地費 圓也
 - 補償費 圓也
 - 家屋移轉費 圓也

年度割計畫書
事業收支計畫抄本(市町村管事業の場合は不要)
市町村會議決並びに豫算書抜萃(森林組合管事業の場合は不要)
位置圖
様式第一號附表の一
開發對象林分並びに伐採計畫調查書

(一) 利用區域内現況調

| | | | | | |
|---|-----|----|----|--------|----|
| 計 | 區別 | 面積 | 蓄積 | 一町歩當蓄積 | 備考 |
| | 薪炭林 | | | | |
| | 用材林 | 町 | 石 | 石 | |

(二) 伐採計畫調

| | | | | | |
|---|-----|----|----|--------|----|
| 計 | 區別 | 面積 | 蓄積 | 一町歩當蓄積 | 備考 |
| | 薪炭林 | | | | |
| | 用材林 | 町 | 石 | 石 | |

00033

様式第一號附表の一

年度割計畫書

| 施行年度種類 | 幅員 | 延長(平方米) | 工事費 | 開發對象林分 | | 備考 |
|--------|----|---------|-----|--------|-----|----|
| | | | | 薪炭林 | 用材林 | |
| 計 | 米 | 米 | 圓 | 町 | 石 | |

様式第二號
年 月 日

市 郡 村 町
森林組合長(市町村長)
氏 名 園

知事宛
昭和 年 月 日
年度林道開設補助事業竣功届
日附受林第 號
號指令昭和

年度林道開設補助事業は次の通り竣功したから御届します。

一、路線名
二、施行箇所 市 郡 町大字 字自
三、種類及び種別 車道(牛馬道、木馬道)新設(増設、改設)土場新設(増設、改設)
四、延長及び面積 米 米 平米
五、幅員 米

六、施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 七、施行方法 請負(直營)
 八、經費 圓也

内譯 工事費 圓也
 用地費 圓也
 補償費 圓也
 家屋移轉費 圓也

様式第三號

年 月 日

市郡 村町

森林組合長(市町村長)

氏 名 印

知事宛

昭和 年度林道開設補助事業一部竣功届

昭和 年 月 日附受林第 號指令昭和

年度林道開設補助事業は次の通り一部竣功した

から御届します。

記

一、路線名 線
 二、竣功歩合 %
 三、竣功見込工事費 圓也
 様式第四號

補助金内渡請求書

一金 圓也

但し昭和 年 月 日附受林第 號指

令昭和 年度林道開設事業補助金の内渡金

右内渡下さる様申請します

年 月 日

市郡 村町

森林組合長(市町村長)

氏 名 印

知事宛

昭和二十一年十月四日印刷
昭和二十一年十月四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市